



2025 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 サンメッセ株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 尚一郎
社 長 執行役員
(コード番号：7883 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 由良 直之
管理本部長兼総務部長
(TEL：0584-81-9111)

従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）（以下、「本スキーム」という。）の導入を決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

本スキームはサンメッセ従業員持株会（以下、「本持株会」という。）を通じて、当社が発行する普通株式（以下、「当社株式」という。）を本持株会の会員資格のある当社及び当社子会社の従業員のうち、本スキームに同意する者（以下、「対象従業員」という。）に対し支給された特別奨励金の拠出を以て対象従業員に付与するもので、本持株会に対する第三者割当ての方法によるものです。第三者割当てにつきましては、本日付け「第三者割当てによる自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 本スキームの導入目的

当社は、従業員が当社株式の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることを企図して、本持株会の会員に奨励金を付与しております。本スキームは、この考え方を更に推し進めるとともに、当社が本年に創業 90 周年を迎えることを記念して、本持株会を通じて当社が発行又は処分する当社株式を取得する機会を提供することにより、資産形成の一助とすること及び経営への参画意識の向上を図ることを目的として導入するものです。

2. 本スキームの概要

本スキームにおいては、本持株会に加入する対象従業員に対し、当社株式の割当てのための特別奨励金（以下、「本特別奨励金」という。）を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みをすることにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本プレスリリース末尾に記載の「(ご参考) 本スキームの仕組み」もご参照ください。

3. 本スキームにおける当社株式の付与について

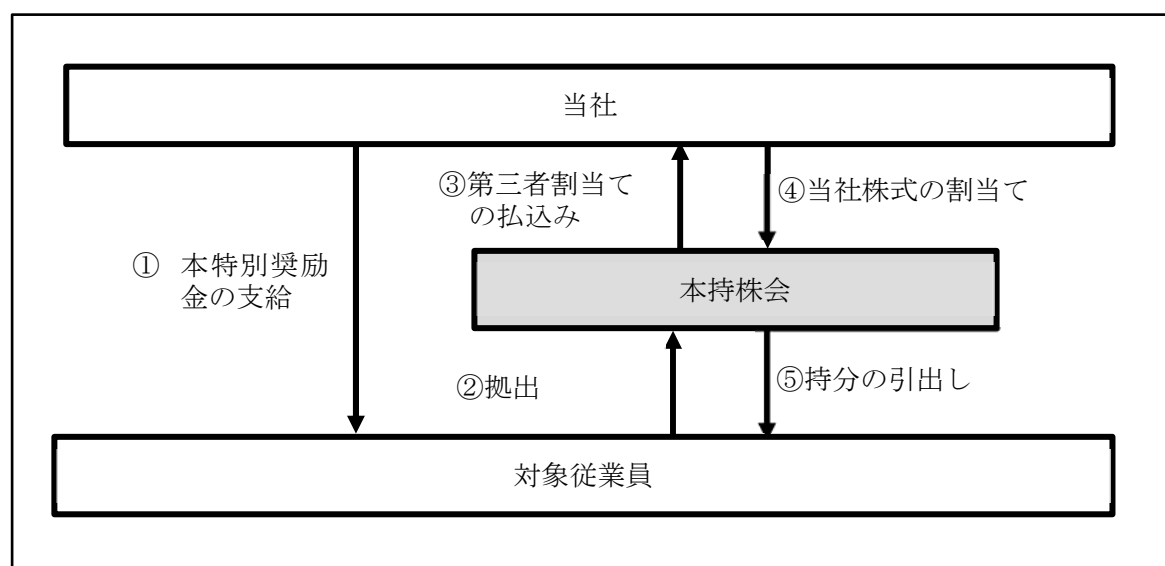
当社は、本スキームの導入の決定に伴い、本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式 2,328,162 株（2025 年 3 月 31 日現在）のうち 220,500 株（約 8,048 万円相当）を本持株会へ処分することを決議しました。処分先となる本持株会の概要は以下のとおりです。

- (1) 名称：サンメッセ従業員持株会
- (2) 所在地：岐阜県大垣市久瀬川町 7 丁目 5 番地の 1
- (3) 理事長：植田 浩暢
- (4) 保有株式数：376,100 株（2025 年 3 月 31 日現在）
- (5) 保有比率：2.1%（発行済株式総数に対する比率）

また、当社は金融商品取引法に基づき、有価証券通知書を本日付けで提出しております。
なお、有価証券通知書に記載しました処分する株式の数及び処分総額は、最大値であり、実際に処分する株式の数は、対象従業員の数に応じたものとなります。本持株会は、2025 年 5 月 19 日開催予定の本持株会理事会を経て、十分な周知期間を設けて当社及び当社子会社の従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、実際は本持株会への加入に至らない従業員又は退職退会者などが生じ得ますので、対象従業員の数は最大値の想定より少なくなる可能性があります。対象従業員の数が確定した場合の処分する株式の数及び処分総額等につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

(ご参考)

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



※当社子会社は記載を省略しています。

以 上